



文部科学省

資料 2 - 3

令和5年4月20日
第26回経済社会の活力WG

第26回経済社会の活力WG 国立大学法人における研究力向上に向けた 外部資金獲得等の取組

令和5年4月20日

文部科学省 高等教育局

国立大学法人における自律的な経営環境の確保（規制緩和等）

2004

・国立大学が法人化

- ☑ 予算・人事等に関する大学の裁量拡大
- ☑ 学外者の経営参画が法定
- ☑ TLOへの出資を可能化

※TLO：Technology Licensing Organization（技術移転機関、大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人）

2005

・国立大学が寄附やライセンス対価として株式を取得できることを明確化

2013

・大学発ベンチャー支援会社（VC）への出資を可能化

2016

・国立大学が実施できる「収益を伴う事業」を明確化
・国立大学に対する修学支援を目的とした寄附に税額控除を導入（⇒寄附促進）

- ・教育研究活動で生み出された成果物の一般販売収入
- ・教育研究活動の成果を活用して行った技術支援や法律相談の対価
- ・施設・設備へのネーミングライツ収入 ⇒ **全て可能**
- ・大学の博物館の入館料、展覧会・発表会の入場料

2017

・不動産の第三者への貸付け対象を拡大
・寄附金等を原資とする余裕金の、より収益性の高い金融商品への運用を可能化
・指定国立大学法人制度創設
指定国立大学法人には、研修・コンサル等実施事業者への出資を可能化

大学の業務に関係ない用途であっても、将来的に使用予定があるなど特定の要件を満たせば、文部科学大臣の認可を得て、貸付けが可能に。（これまでは×）

2018

・国立大学に対して評価性資産の寄附（現物寄附）をした際のみなし譲渡所得税の非課税要件を緩和（⇒寄附促進）

国立大学に対して現物を寄附する際に、税務署で受ける非課税承認を受ける期間を短縮
また、寄附された資産を別の資産に組み替えられるようになり、寄附を受け入れる大学にとっても資産の管理が柔軟に

2020

・国立大学に対する学生やポストクへの研究助成・能力向上を目的とした寄附に税額控除の対象を拡大（⇒寄附促進）
・長期借入金の借入や債券発行の対象事業の拡大や償還期間の延長

対象事業を附属病院や施設移転等に要する土地の取得等に限定していたところ、先端的な教育研究の用に供するための土地の取得等も対象に。これにより、国立大学における教育研究機能の一層の向上を可能に

2021

・国立大学の研究成果の活用を支援する事業者への出資を可能化

大学のシーズを実用化するため民間事業者等と共同・委託研究を行う事業者や、大学のシーズと企業のシーズをマッチングさせるオープンイノベーション機構などへの出資が可能に

2022

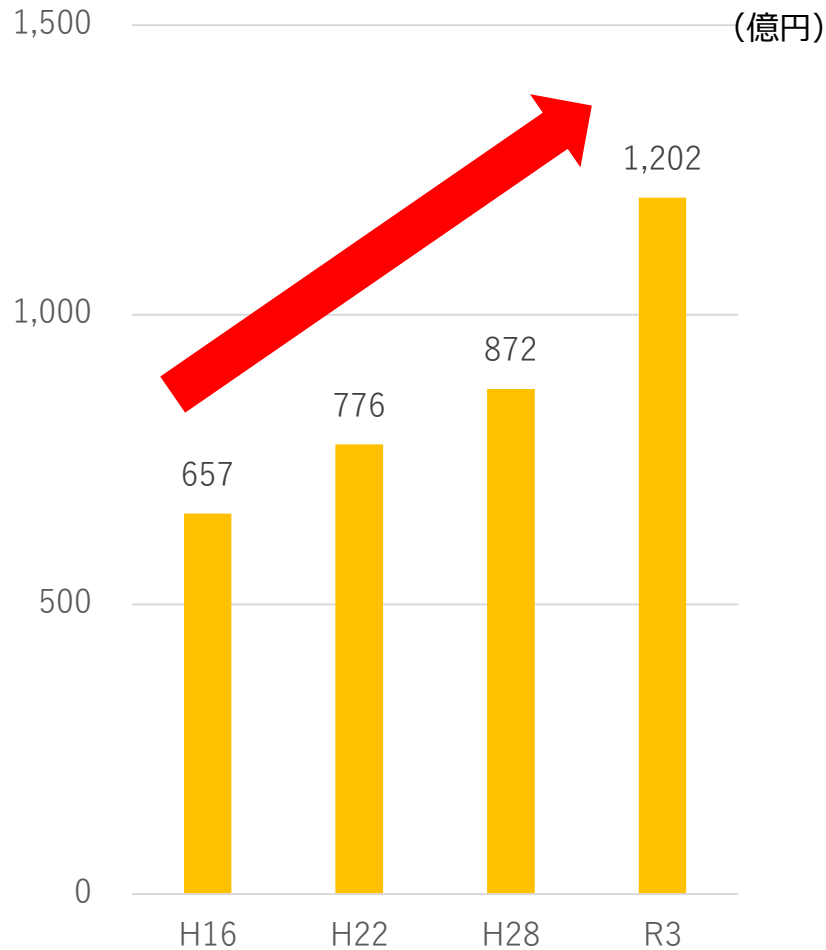
・指定国立大学法人のみ可能であった、研修・コンサル等実施事業者への出資を全法人に拡大
・指定国立大学法人には、テック系大学発ベンチャーへの出資を可能化

外部資金の増収

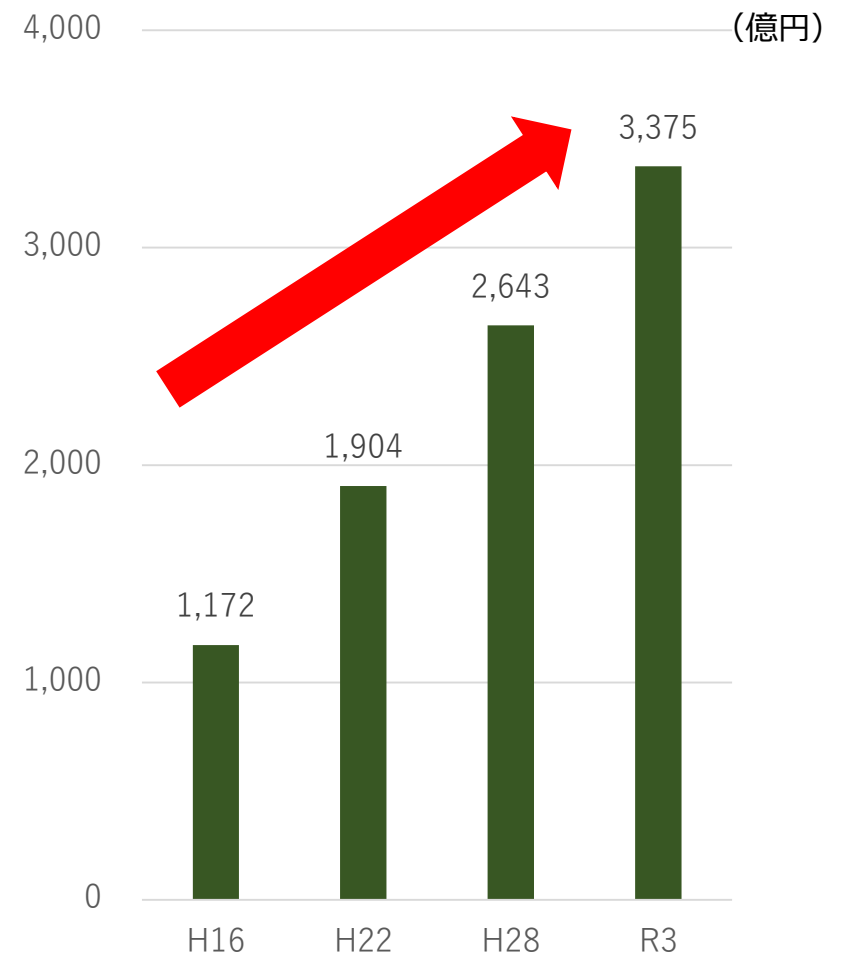
■ 国立大学法人等の外部資金受入額の推移

➤ 国立大学法人等における外部資金受入額は、**法人化以降大きく増加**

【寄附金受入額の推移】



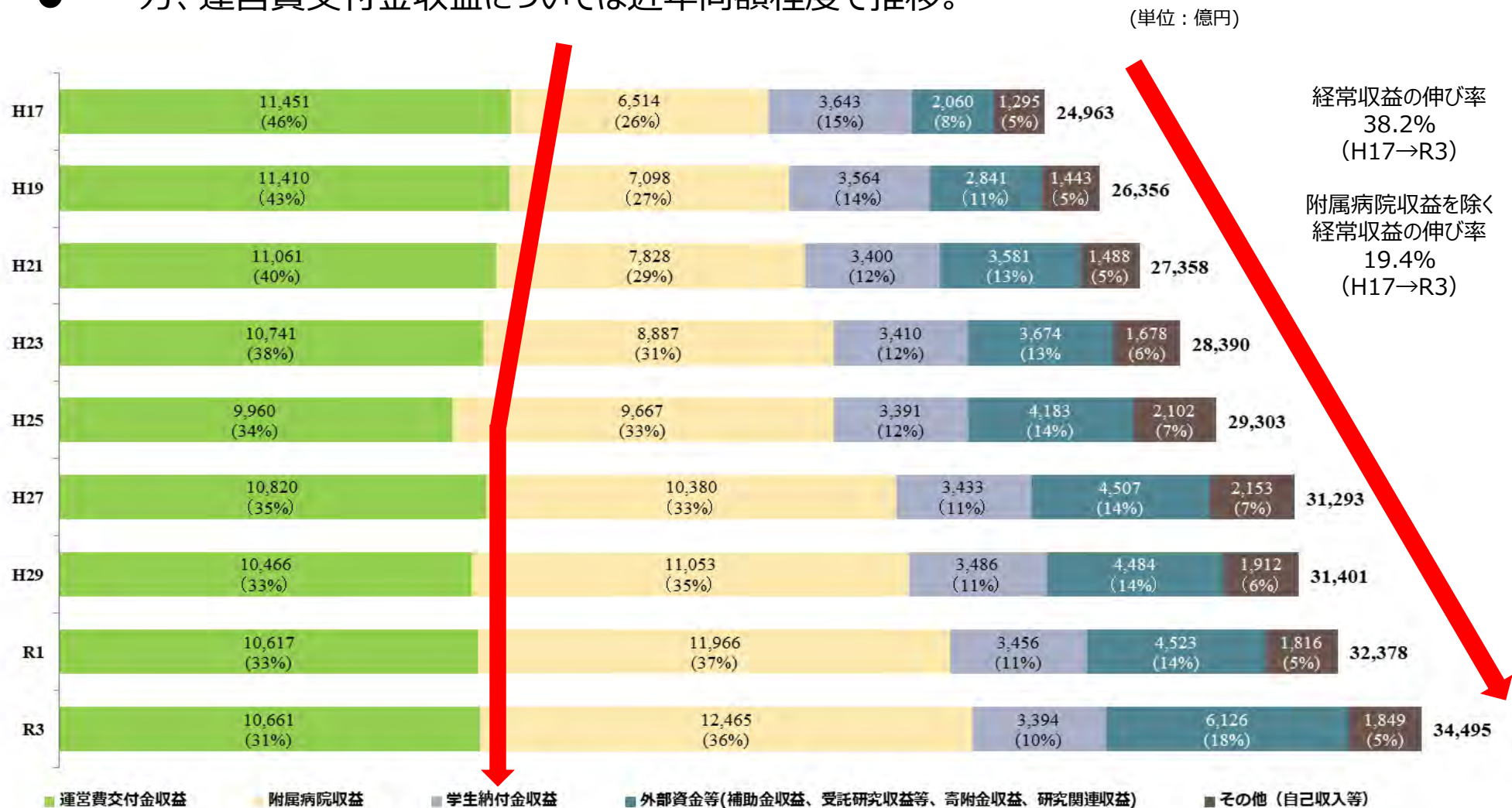
【受託研究・受託事業・共同研究受入額の推移】



(国立大学法人等の各年度財務諸表から文部科学省作成)

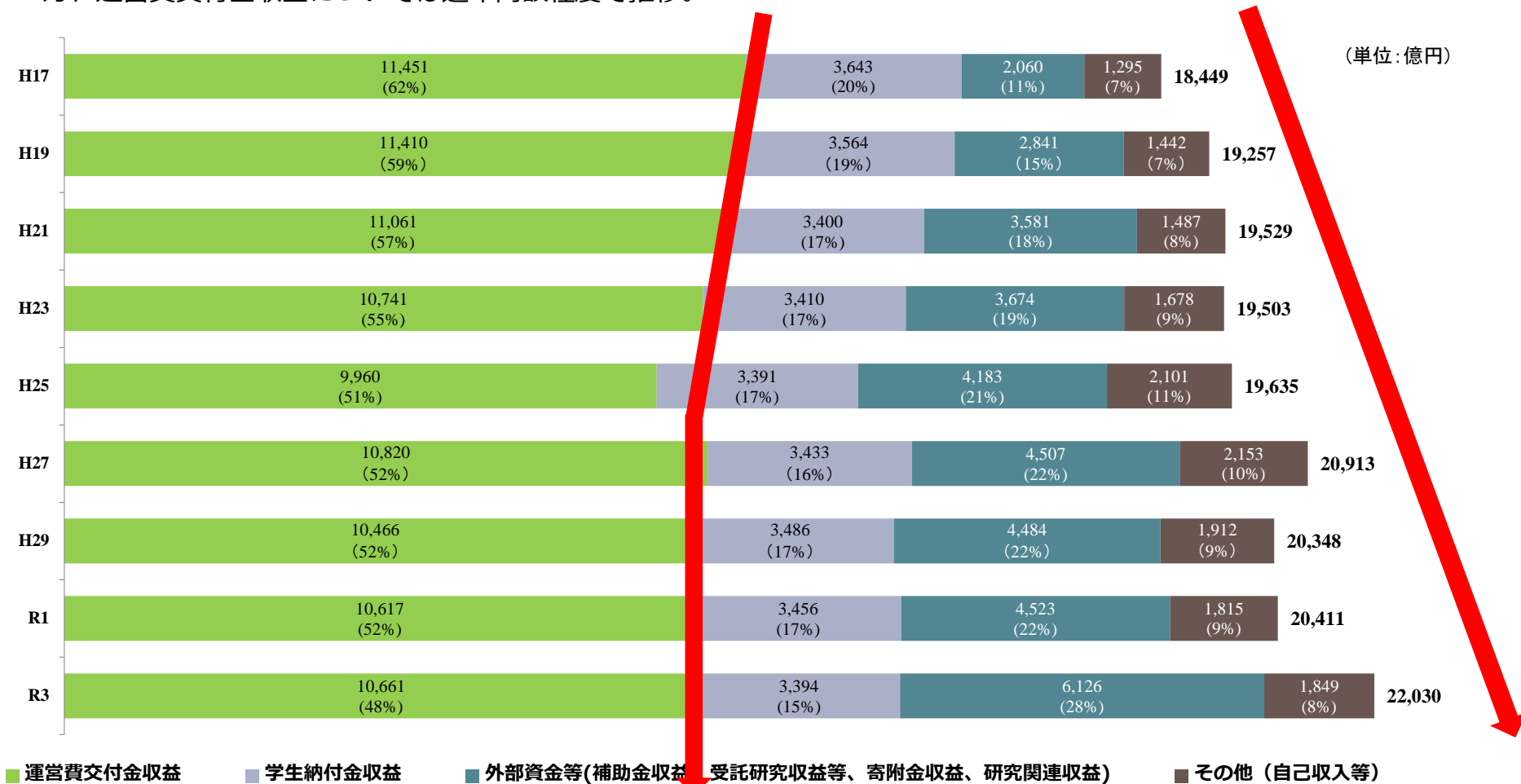
国立大学法人等（89法人）の経常収益の推移

- 国立大学法人等の決算ベースによる経常収益については、高度先端医療の実施等に伴う附属病院収益の増加や、共同研究や寄附金といった外部資金の受入額増に伴い、経常費用と同様に全体として増加傾向。
- 一方、運営費交付金収益については近年同額程度で推移。



国立大学法人等(89法人)の経常収益【診療以外※】の推移

- 国立大学法人等の決算ベースによる経常収益については、共同研究や寄附金といった外部資金の受入額増に伴い、経常費用と同様に全体として増加傾向。
- 一方、運営費交付金収益については近年同額程度で推移。



※経常収益のうち「附属病院収益」を除外した数値

各国立大学法人「令和3事業年度財務諸表」等を基に作成

長期借入金・債券発行の対象事業の拡大

当初

国立大学法人における長期借入金及び債券発行の対象は、附属病院、施設移転、宿舎、産学連携施設等に要する土地の取得や施設の設置等に限定され、償還財源はその土地・施設等による収入を充てることが基本。

拡大

令和2年の政令改正により、その対象事業に先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等を追加するとともに、償還財源に対して業務上の余裕金が追加。

検討の方向性

「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」における「現行制度では、長期借入れや債券発行の対象は土地・施設等に限られているため、要件緩和の方向性としては、対象を土地・施設等以外に拡大することが考えられる。実際に規制緩和を実施するに当たっては、当該対象への投資効果が将来に渡って裨益するものであり、多額のイニシャルコストが必要となるなど、長期借入れや債券発行を行う必要性が十分に説明可能となるようなものについて、引き続き情報収集を進め、実際の制度改正に反映できるかどうかを検討することが求められる」という記載を踏まえ、検討。

当初

国立大学法人制度においては、寄附金や特許料収入等の自己収入から生じた利益を、中期目標期間を超えて繰越すためには、「目的積立金」として文部科学大臣の承認を受けなければならない。また、国立大学法人の業務上の余裕金の運用は、原則として元本保証のある金融商品に限られている。

拡大

平成29年の法律改正により、運用の原資が寄附金、不動産の貸付等による収益、研究成果の普及・活用の対価、出資に対する配当金等である場合に限り、文部科学大臣の承認を受け（指定国立大学の場合は承認不要）、一部の元本保証の無い商品による運用を行うことが可能となった。

検討の方向性

「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」における「国際卓越研究大学となる国立大学法人においては、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化した独自の基金（仮称）を設け、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を設けることが必要」という記載を踏まえ、検討。

国立大学の授業料

国立大学法人の自主性・自律性を持たせながらも、教育の機会均等や計画的な人材養成を実現する観点から、適正な水準を確保するため、国がその標準的な額を定めることとしている。

【令和5年度標準額】

・授業料：学部・大学院 年額 535,800円、法科大学院 年額 804,000円

「標準額」から上回る授業料を設定している大学

・各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。
なお、下限は設定していない。

・標準額を上回る額を設定する大学

東京工業大学 635,400円 東京芸術大学 642,960円 千葉大学 642,960円

一橋大学 642,960円 東京医科歯科大学 642,960円 政策研究大学院大学 642,960円

※独自の授業料を設定した場合でも、運営費交付金には影響しない。

検討の方向性

下記政策文書を踏まえ検討。

世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ(総合科学技術・イノベーション会議 令和4年2月1日)
(略)国際卓越研究大学(仮称)となる国立大学法人における授業料設定の柔軟化に当たっては、例えば、学部及び大学院で、追加的な費用を要する特に高度な教育研究プログラムを提供する場合など、その必要性について対外的に理解を得ることができる特別の事情がある場合に、授業料の設定の範囲をより弾力化できるようにすることが考えられる。(略)

教育未来創造会議 第2次提言に向けた論点整理(案) 令和5年3月17日資料

留学生受入れの質向上を図るために必要な対価の徴収としての授業料設定の柔軟化(日本語教育、リメディアル教育その他学習支援の充実)や留学生の定員管理の弾力化

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

趣旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

概要

1. 中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する 【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

2. 国立大学法人等の組織体制の見直し

(1) 学長選考会議の権限の追加等

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする 【第12条第2項】
- ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
- ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとする【旧第12条第3項の削除等】 ※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

(2) 指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

(3) 監事の体制の強化

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする 【第11条の2等】

3. 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く) 【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする 【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

施行期日

令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】